

総務文教常任委員会記録

令和 7 年 5 月 2 9 日

【開催日】 令和7年5月29日（木）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時25分～午前10時40分

【出席委員】

委員長	伊場 勇	副委員長	森山 喜久
委員	大井 淳一朗	委員	岡山 明
委員	笹木 慶之	委員	白井 健一郎
委員	松尾 数則		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】 なし

【執行部出席者】

総務部長	辻村 征宏	総務部次長兼人事課長	古屋 憲太郎
税務課長	大井 康司	税務課主幹	野村 豪
税務課主査兼市民税係長	山根 和之	税務課収納係長	永谷 真史
税務課収納係主任	大元 尊仁	税務課市民税係主任	大江 祥代
税務課固定資産税係長	光 永正志		

【事務局出席者】

局次長	中村 潤之介	議事係長	岡田 靖仁
-----	--------	------	-------

【審査内容】

- 承認第2号 山陽小野田市税条例の一部改正に関する専決処分について
- 承認第3号 山陽小野田市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分について

午前10時25分 開会

伊場勇委員長 ただいまより総務文教常任委員会を開会いたします。まず、審査内容1、承認第2号山陽小野田市税条例の一部を改正に関する専決処分について、執行部に説明を求めます。

大井税務課長 それでは、承認第2号山陽小野田市税条例の一部改正に関する専決処分についての概要を御説明します。今回の専決処分は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布され、一部の規定を除き令和7年4月1日に施行されることから所要の改正を行ったものであります。お手元に参考資料として「山陽小野田市税条例の一部改正に関する専決処分について」及び「山陽小野田市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分について」をお配りしておりますので、これに沿って御説明いたします。今回の市税条例の改正の主な内容としては、大きく三つが挙げられます。一つ目は、軽自動車税種別割における標準税率の区分の見直しです。これは現行の50cc原付バイクが、令和7年11月からの排ガス規制への適合が困難であること等により今後の生産・販売が困難となることから、総排気量125cc以下で最高出力を4.0キロワット以下に制御した新基準の原付バイクに係る軽自動車税種別割の税率を新設し、現行の50cc原付バイクと同額の年額2,000円とするものです。二つ目は、道路交通法が改正され、令和7年3月24日からマイナ免許証の運用が開始されたことに伴う身体障害者等に対する軽自動車税種別割の減免申請時における運転免許証の提示義務に係る規定等の整備です。これまでは申請時に市役所や山陽総合事務所等の窓口で運転免許証を目視で確認しておりましたが、マイナ免許証は運転免許証情報を目視では確認できないことから、専用の機器での確認またはスマートフォンで専用アプリを利用しての確認ができるようになりました。なお、現時点では実績はありません。三つ目は、固定資産税の税負担軽減措置です。長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置について、マンション管理組合の管理者等から市町村長に必要書類等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該マンションの区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、当該減額措置を適用することができることとした上で、その適用期限を令和9年3月31日まで2年間延長することとなりました。その他の改正として、平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を規

定している附則第10条の4及び平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例を規定している附則第10条の5については令和6年度末をもって終了したものです。また、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による条ずれ、項ずれに対応するものです。説明は以上となります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

伊場勇委員長 執行部の説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。質疑は挙手にてお願いします。

森山喜久副分科会長 50cc原付バイクが生産終了ということでこのような変更という形になったと思うんですが、対象台数は分かるんですか。

大井税務課長 まだ販売されておられませんので、登録台数はゼロとなっております。

森山喜久副分科会長 125cc以下の新基準の原付バイクがこれから広がっていくんでしょうけど、電動キックボードはこれに該当するんですか。

大井税務課長 電動キックボードとは違う区分の扱いになります。

伊場勇委員長 軽自動車税の関係について、影響額はどういうふうと考えられていますか。まだ始まっていませんから、見込みもないですか。

大井税務課長 今はゼロ台ですので影響はありませんが、これからは今までのスクーターがだんだん減って行って、新基準のスクーターが増えてくると。旧基準の台数が下がって新基準の台数が上がるので、プラス・マイナス・ゼロに近くなると認識しております。

大井淳一郎委員 この改正の周知はどのようにしていきますか。

大井税務課長 ホームページ、広報紙、LINEなどのSNS等を用いて周知していきたいと考えております。

笹木慶之委員 旧基準で原付バイクに乗っていた人の免許について、新基準になったらどうなるんですか。新基準のものにも乗れるかどうか。税金は一緒なんだけど、もう乗れなくなるんですか。

大井税務課長 免許については、現行の第1種と同じ取扱いになります。

笹木慶之委員 今まで50ccの原付に乗っていた人は125ccのものには乗れなかったんですよ。その免許の関係がどうなるのかということです。

大井税務課長 今まで乗れていなかったものには当然乗れない形です。

笹木慶之委員 そこで問題があるのが、乗れない人たちの規制が連動しないと、乗れない人と乗れる人の区別が分からなくなるんじゃないかと思うんですけど、大丈夫ですか。

大井税務課長 今の原付バイクにもう乗れなくなるわけではございません。今までのものは、所有者が乗り続けたいと思う限りはずっと乗り続けられるものでございますので、今回の基準が入ったとしても変わりはないと考えております。

伊場勇委員長 50ccの原付は、普通免許で乗れますよね。そもそもそれ以上の排気量の場合は新たに免許を取らなければいけなくて、今回もそれは変わりませんと。ただ、税金の区分は全部一緒になりますよという話ですよね。

大井税務課長 そのとおりです。

伊場勇委員長 そのほかに質疑はよろしいでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。それでは、討論に移ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは、採決に移ります。承認第２号山陽小野田市税条例の一部の改正に関する専決処分について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

伊場勇委員長 全員賛成で承認すべきものと決しました。続いて、審査内容２、承認第３号山陽小野田市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分について、執行部の説明を求めます。

大井税務課長 承認第３号山陽小野田市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分について、概要を御説明させていただきます。先ほど申し上げましたとおり、今回の専決処分は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和７年３月３１日に公布され、一部の規定を除き令和７年４月１日に施行されることから所要の改正を行ったものであります。市税条例の一部改正の説明の際に使用した「専決処分について」に沿って御説明いたします。今回の都市計画税条例の改正は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による項ずれに対応するものです。説明は以上となります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

伊場勇委員長 説明が終わりました。委員からの質疑を求めます。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。それでは討論に移ります。討論のある方はいらっしゃいますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは、採決します。承認第３号山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する専決処分について賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

伊場勇委員長 全員賛成で承認すべきものと決しました。以上で総務文教常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前 10 時 40 分 散会

令和 7 年（2025 年）5 月 29 日

総務文教常任委員長 伊 場 勇